

済生会宇都宮病院敷地内薬局公募要項

1 目的

この公募要項は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会宇都宮病院(以下「当院」という。)が新築する施設内において保険薬局(以下「薬局」という。)1店舗を運営できる者(以下「事業者」という。)を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、企画提案に係る審査・評価方法等の諸条件及び手続等を定めるものである。

2 敷地内薬局事業の概要

- (1)名 称 済生会宇都宮病院敷地内薬局事業
- (2)事業内容 薬局の施設整備等を行い運営、維持管理業務を行う。

3 事業実施場所

所在地 栃木県宇都宮市竹林町 911-1

※新築施設の予定場所等は別図参照

4 病院の概要

- (1)名 称 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会宇都宮病院
- (2)所在地 栃木県宇都宮市竹林町 911-1
- (3)病床数 一般病床 644 床
- (4)診療科目 30 診療科

内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液・リウマチ科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、化学療法内科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、眼科、皮膚科、泌尿器科、精神科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、救急・集中治療科、臨床検査科、病理診断科、歯科

- (5)外来診療日及び時間

①診療日:月曜～土曜(第 2 土曜、祝日、創立記念日(5/30)、年末年始(12/29～1/3)を除く)

②時 間:8 時 30 分から 17 時

- (6)外来者数・院外処方箋発行枚数

【病院実績】

	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
①年間外来患者数	370,370	336,471
②処方箋発行枚数	175,462	160,225
③うち院外処方箋発行枚数	149,305	138,058

5 公募の条件

(1) 貸付施設の条件

- ① 当院は、薬局に係る施設を借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約に基づき事業者に貸し付け、事業者はこれを借り受けるものとする。
- ② 当院が建物を建築して1階部分の約118坪をスケルトン状態で事業者へ引き渡し、事業者は薬局に必要な内装工事や設備の設置等を実施する。
- ③ 貸付(契約)期間は、薬局の運営開始日から20年間とする。ただし、当院との協議により再契約できるものとする。

(2) 施設賃借料

- ① 施設賃借料は事業者が月額賃料を提案とする。
- ② 施設賃借料の支払いは、当該施設の運営開設日の属する月分からとし、①で決定した施設賃借料を前月末日までに支払う(振込手数料は事業者負担)ものとする。
- ③ 事業者が貸付(契約)期間の満了前に運営を中止した場合の施設賃借料の支払いは、施設を返還した日の属する月分までとする。なお、貸付期間が1月未満であっても、その日数をもって1月とする。

(3) 貸付(契約)期間満了後の措置

貸付施設の貸付(契約)期間満了後については、現状に回復し、当院に返還するものとする。ただし、当院が認めた場合は、この限りでない。

(4) 薬局運営の条件

- ① 病院の外来診療に応需することができる調剤機能を有すること。
- ② 事業者は、営業開始に向けた運営に必要な建物の内装工事や什器、備品の調達等を行うものとし、工事等については、新築施設の建築事業者と協議の上、実施するものとする。
- ③ 薬局の運営に必要な人件費、電気等の水道光熱費、物品等に係る費用等、その他運営全般に係る経費は、事業者の負担とする。
- ④ 薬局から排出される廃棄物等は、事業者の責任において処分すること。なお、処分方法等については、病院との協議は可能とする。
- ⑤ 貸付施設に係る、照明機器、空調機器、衛生設備その他業務の運営に必要な機器等の保守点検及び修理並びに更新については、事業者で実施するものとする。

(5) その他の条件

- ① 薬局の開設に係る、官公庁への手続き、諸費用の支払い等は事業者が行うものとする。
- ② 電気及び水道については、病院から供給する。使用料(下水道料金を含む)は、病院設置の電力量計及び水道メーターから算出する。
- ③ 本事業に係る権利の第三者への譲渡、施設の転賃は認めない。ただし、当院が承認した場合は、この限りでない。
- ④ 本事業の全部を再委託することは認めない。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者(以下、「応募者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

本事業に応募することのできる者は、単独企業(以下「参加企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「参加グループ」という。)とし、参加企業又は参加グループの構成員のいずれも、以下の条件を全て満たす者とする。

また、本要項の公表の日(以下「基準日」という。)から優先交渉権者の審査結果通知までの間に、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、参加資格を有していないものとみなす。

- (1) 法人税、消費税または地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 業務運営に関して各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (5) 受託業務の遂行が困難になった場合代行保証が確認できる者、または同等の代行保体制が確認できるものであること。
- (6) 社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会が定める法令遵守規程について理解し、誠実に業務を遂行できる者であること
- (7) 社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会契約手続要領第4条第1項、同条第3項及び5条に該当しない者であること。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 本事業の持続性及び安定性を確保するため、財務状況、損益状況及び資金状況に問題のない健全な財務体質を有する企業であること。
- (10) 社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会(社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会及び宇都宮病院を含む)と係争中でないこと。
- (11) 事業者は、敷地内薬局の運営が可能な人員を継続的に配置でき、必要な調剤業務を遂行できること。
- (12) 事業者は、本事業の安全性を確保するため、法令に照らし合わせ、過去において不正及び不誠実な行為がなく、将来においても同様に本事業を履行できる企業であること。
- (13) 事業者は、済生会宇都宮病院の理念・基本方針である地域医療への貢献を踏まえ、地元及びその他関係団体との医療連携において、薬剤師会へ継続して加入している企業であること。
- (14) 事業者は、業として薬局の設置及び営業に係る業務を直接営んでいること。
- (15) 事業者は、令和4年1月末現在で、過去3年間に栃木県内で薬局の運営実績を有すること。

7 優先交渉権者の決定までのスケジュール

令和4年1月31日(月)	
～2月10日(木)	募集要項の交付及び参加申込受入期間
令和4年2月15日(火)	一次審査結果の通知
令和4年2月21日(月)締切	募集要項等に関する質疑の受付期間
令和4年2月28日(月)	募集要項等に関する質疑回答
令和4年3月4日(金)締切	企画提案書の受付期間
令和4年3月8日(火)	ヒアリング
令和4年3月中旬	優先交渉権者の審査結果通知

8 優先交渉権者特定までの流れ

- ①上記6の要件をすべて満たす応募者(代表企業)が参加申込書を提出する。
- ②参加申込をした者の参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を通知する。
- ③プロポーザルへの参加資格があると認められた者(以下「一次審査通過事業者」という。)は、企画提案書等を提出する。
- ④企画提案書を提出した一次審査通過事業者にヒアリングを実施する。
- ⑤当院が設置した選考委員会が企画提案書を評価し、順位を決定する。
- ⑥⑤による順位1位を最も多く得た者を優先交渉権者とし、次に多く得た者を次順位者とする。順位1位が同数の場合は、順位2位を最も多く得た者を優先交渉権者とし、他を次順位者とする。
- ⑦優先交渉権者を特定した場合は、令和4年3月中旬までに該当者に電子メールまたは電話で通知し、後日書面にて通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

9 参加申込書等の提出

公募への参加を希望する事業者は、参加資格を有することを証明するため、下記により事前に「様式

- ① 参加申込書」等を本法人に提出しなければならない。

(1)提出期間:令和4年1月31日(月)～2月10日(木)17時00分まで

(2)提出先:

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町911-1

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 栃木県済生会宇都宮病院

経営支援課 兼 経営戦略室 上野 宏文

電子メール hirofumi_ueno@saimiya.com

(3)提出書類

- ①参加申込書(様式①)
- ②会社概要(書式は任意、ただし、A4版2枚(片面)程度にまとめること)
- ③財務諸表(直近3か年分の有価証券報告書。またはB/S、P/L、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書等)

(4)提出方法:書類は提出先電子メール(PDF形式)で提出すること。

提出の際、件名欄に「保険薬局運営事業参加申込:会社名」を記入のこと。

10 参加資格確認審査(以下、「一次審査」という。)結果の通知

審査においては6. 参加資格要件に準じているかを精査する。

参加表明が多数の際には、一定数(5社程度)に選定の上、結果は電子メールにより通知する。

11 募集要項に対する質疑

一次審査通過事業者のみに質問書を送付する。

(1)受付期間:令和4年2月21日(月)17時締切

(2)提出先:9 参加申込書等の提出(2)提出先とする。

(3)提出方法:質問書(様式②)に記載し、提出先電子メールに添付資料として提出すること。様式外の質問書及び口頭、電話等による質問は受付けない。

(4)回 答:令和4年2月28日(水)までに随時回答する。

12 一次審査結果後の辞退について

一次審査結果後に辞退する場合には、当院に速やかに連絡するとともに、辞退届(書式は任意)を書面にて提出すること。

(1)提出期限:令和4年2月28日(月)17時まで

※受付時間は、土・日・祝を除く9時から17時まで

(2)提出先:9 参加申込書等の提出(2)提出先とする。

(3)提出方法

①持参又は郵送とする。

②郵送の場合は、簡易書留とし、上記提出期限までに必着すること。(不慮の事故による紛失や遅配については考慮しない。)なお、封筒の表面に「済生会宇都宮病院保険薬局運営事業参加辞退書在中」と記載すること。

13 現地説明会

現地説明会は実施しない。

14 一次審査通過事業者が1者である場合の措置

一次審査通過事業者が1者であっても企画提案書の審査を実施する。

15 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請を受けた一次審査通過事業者は、次の書類を提出すること。

(1)受付期間:令和4年3月4日(金)17時締切

(2)提出先:9 参加申込書等の提出(2)提出先とする。

(3)企画提案書の作成要領

- ・用紙サイズをA4 縦判、横書き、15 枚(片面)以内とする。
- ・別途 5 枚(片面)以内で図面等の添付可とする。(A3 用紙可とする)
- ・紙媒体 25 部、及び電子データ(PDF形式)を提出する。
- ・作成費用については、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

(4)提出方法:書類は郵送(書留又は信書便)及び提出先電子メールにて提出することとし、提出期限内に必着とする。

16 企画提案書等の取扱い

企画提案書の取扱いについては次のとおりとする。

- ①提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ②著作権は原則としてそれぞれの企画提案書提出者に帰属する。ただし、審査によって優先交渉権者に採用された企画提案書等の著作権は当院に帰属するものとする。
- ③提出された企画提案書等は、原則非公開とする。
- ④提出された申請書等及び企画提案書等は返却しない。
- ⑤提出書類は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- ⑥提出された申請書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外提案者に無断で使用しない。

17 優先交渉権者の選定方法等

(1)選定方法

優先交渉権者の選定は、二次審査によって決定する。具体的には、当院が別に設置する「済生会宇都宮病院保険薬局運営事業者選考委員会」が提出された企画提案書に対して事業者へヒアリングを行い、応募提案の企画内容・事業者等の経験・過去の実績等を総合的に審査、評価する。ヒアリングの実施日時等の詳細については企画提案書の提出以降、電子メールにより各企画提案者に通知する。なお、審査は非公開とし、審査結果に係わる質問及び異議については受け付けない。

(2)審査結果の通知

令和4年3月中旬に優先交渉権者の審査(二次審査)結果を通知する。

18 失格条件

本プロポーザル参加事業者が、次の条項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①この公告に定める手続き以外の手法により、選考委員会委員又は担当部署等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。
- ②企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき、又はそれ以外の事項や虚偽の内容が記載されていたとき。
- ③企画提案書が15(1)に示す提出期限までに提出されなかった場合。

19 その他

(1)本プロポーザル後の協議

当院は、優先交渉権者に決定した者と、速やかに協議を行い、協議による決定事項について結論を得るものとする。

(2)優先交渉権者と契約締結を行わない場合

- ①優先交渉権者が事業契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において優先交渉権者との事業契約が締結できない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次順位者を交渉権者とし契約交渉を行う。
- ②優先交渉権者は、事業契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、当院に対し、速やかに文書(様式任意)によりその旨を届出ること。

(3)その他留意事項

- ①社会福祉法人^{財団}済生会理事会の承認を得ること。
- ②本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ③本要項に係る手続きで使用する通貨は、日本国通貨とし、単位は円とする。
- ④企画提案書の作成等にあたって当院から受領した資料は、当院の了解なく公表及び使用してはならない。
- ⑤本要項及び企画提案書に記載されていない事項については、協議により定める。

(4)競争入札の取りやめ又は延期

本プロポーザルは、取りやめ又は延期することがある。